

## 新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

令和2年3月12日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市人権教育・啓発推進計画の理念に基づき、互いの個性や多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず誰もが自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみではない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者をいう。

(2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2人の者であって、その一方又は双方が性的マイノリティである者をいう。

(3) 宣誓 2人が互いにパートナーシップを形成していることを市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 双方がともに民法に規定する成年に達していること。

(2) 住所について次のいずれかに該当すること。

ア 双方が市内に住所を有していること。

イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が1か月以内に市内への転入を予定していること。

ウ 双方が1か月以内に市内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む）がないこと及び宣誓に係る相手方以外にパートナーシップを形成している者がいないこと。

(4) 双方の関係が民法に規定する直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし双方の関係が養子縁組の場合を除く。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（別記様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

(1) 住民票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 独身証明書等、現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

2 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する時に、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(1) マイナンバーカード（個人番号カード）

(2) 旅券（パスポート）

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 前条第2号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓をした日から1か月以内に、住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、

宣誓書において通称名を使用することができる。

- 2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適当であると認めるときは、当該宣誓をした両者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（別記様式第2号）又はパートナーシップ宣誓書受領カード（別記様式第3号。以下「受領証等」という。）のいずれか又は両方に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 受領証等の交付を受けた者は、当該受領証等を紛失し若しくは汚損し又は改姓し若しくは改名したときには、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（別記様式第4号）により受領証等の再交付を申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、受領証等を再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第8条 受領証等の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（別記様式第5号）に受領証等を添えて市長に届け出るものとする。

- (1) 当事者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が市外に転出したとき。
- (3) 一方が死亡したとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

(無効となる宣誓)

第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じた時から将来に向かってのみ

無効とする。

(1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(3) 第3条各号の規定に反しているとき。

(4) 第4条第3項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月12日から施行する。

(施行前の準備行為)

2 パートナーシップの宣誓に係る日時等の調整その他パートナーシップの宣誓をするために必要な行為については、令和2年4月1日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

別記様式第1号（第4条関係）

（表面）

（宛先）新潟市長

パートナーシップ宣誓書

私たち\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_は、新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名いたします。

年 月 日

住所

氏名又は通称

（通称名の場合、戸籍上の氏名）

住所

氏名又は通称

（通称名の場合、戸籍上の氏名）

（代筆者）

住所

氏名

【交付を希望するもの】

パートナーシップ宣誓書受領証

パートナーシップ宣誓書受領カード

別記様式第1号（第4条関係）

（裏面）

パートナーシップ宣誓にあたっての確認

私たちは「新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づくパートナーシップの宣誓をするにあたり、同要綱の規定を遵守し、以下の内容を確認します。

| 要綱の規定  | 確認事項   |   |
|--------|--|---|
|        | 項目   | 回答（該当する□に「☑」）   |
| 第2条第2号 | 一方または双方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力しあうことを約した関係であること。                    | <input type="checkbox"/> 左記に該当します<br><input type="checkbox"/> 左記に該当しません<br>→宣誓できません   |
| 第3条第1号 | 宣誓する当日において、双方が民法に規定する成年に達していること。   | <input type="checkbox"/> 左記に該当します<br><input type="checkbox"/> 左記に該当しません<br>→宣誓できません   |
| 第3条第2号 | 双方が市内に住所を有していること。又は1か月以内に転入予定であること。  | <input type="checkbox"/> 左記に該当します<br>※転入予定の場合<br>転入予定者<br>_____<br>転入予定日<br>_____年 月 日<br>転入予定者<br>_____<br>転入予定日<br>_____年 月 日<br><input type="checkbox"/> 左記に該当しません<br>→宣誓できません |
| 第3条第3号 | 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。  | <input type="checkbox"/> 左記に該当します<br><input type="checkbox"/> 左記に該当しません<br>→宣誓できません   |
| 第3条第4号 | 双方が直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと。（養子を除く）   | <input type="checkbox"/> 左記に該当します<br><input type="checkbox"/> 左記に該当しません<br>→宣誓できません   |
| 第9条    | 上記の内容が事実と異なることが判明した場合は、受領証等を市に返還します。また、市長が必要であると認めるときは、無効とした受領証等の交付番号が公表されることを承諾します。 | <input type="checkbox"/> 左記について了解しました   |

以上の内容を確認しました。

年 月 日

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

別記様式第2号（第6条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証

\_\_\_\_\_様 \_\_\_\_\_様

新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。

宣誓日 年 月 日

第 号

新潟市長 印

別記様式第2号（第6条関係）

（裏面）

新潟市は、互いの個性や多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず誰もが自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目指し、「新潟市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

この制度は、法的な効力を有するものではありませんが、お二人が人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを新潟市が証するものです。制度利用者が両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとしてこの受領証を提示することがあります。

受領証の提示を受けた方は、制度の趣旨をご理解いただき、本制度を利用する方の性的指向・性自認や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

発行：新潟市男女共同参画課

【特記事項】（通称名を使用している場合、戸籍上の氏名）




別記様式第3号（第6条関係）

（表面）

|   |   |
|---|---|
| <p>パートナーシップ宣誓書受領カード</p> <p>_____様 _____様</p> <p>新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。</p> <p>宣誓日<br/>_____年 ____月 ____日</p> <p>第 ____号<br/>新潟市長 印</p> | <p>新潟市は、互いの個性や多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず誰もが自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目指し、「新潟市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。</p> <p>この制度は、法的な効力を有するものではありませんが、お二人が人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを新潟市が証するものです。制度利用者が両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとしてこのカードを提示することがあります。</p> <p>カードの提示を受けた方は、制度の趣旨をご理解いただき、本制度を利用する方の性的指向・性自認や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。<br/>発行：新潟市男女共同参画課</p> |
|---|---|

（裏面）

|               |   |
|---------------|---|
| <p>【特記事項】</p> |  |
|---------------|---|

別記様式第4号（第7条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日付で交付されたパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を受けたいので、新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに○をしてください。）

(1) 紛失

(2) 汚損

(3) その他（ ）

年 月 日

住所

氏名又は通称

住所

氏名又は通称

(代筆者)

住所

氏名

【再交付を希望するもの】

パートナーシップ宣誓書受領証

パートナーシップ宣誓書受領カード

別記様式第5号（第8条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、受領証等を返還します。

返還の理由（いずれかに○をしてください。）

（1）パートナーシップの解消

（2）新潟市からの転出

（3）死亡

（4）その他（）

年 月 日

住所

氏名又は通称

住所

氏名又は通称

（代筆者）

住所

氏名